

非FIT非化石証書の取引に係る 制度設計について

2018年12月17日

資源エネルギー庁

1.非FIT非化石証書の環境価値の取り扱いについて

2.高度化法の目標と非化石価値取引市場の経緯について

3.今後の論点について

非FIT非化石証書の環境価値の整理について

- 第26回制度検討作業部会において、非化石証書は実質3分類になることが議論されたが、それぞれの証書が持つ環境価値（①非化石価値、②ゼロエミ価値、③環境表示価値）について以下の通り整理する。

※ゼロエミ価値については排出係数検討会において、環境表示価値（需要家への訴求方法）については、制度設計専門会合において、別途詳細検討を行う。

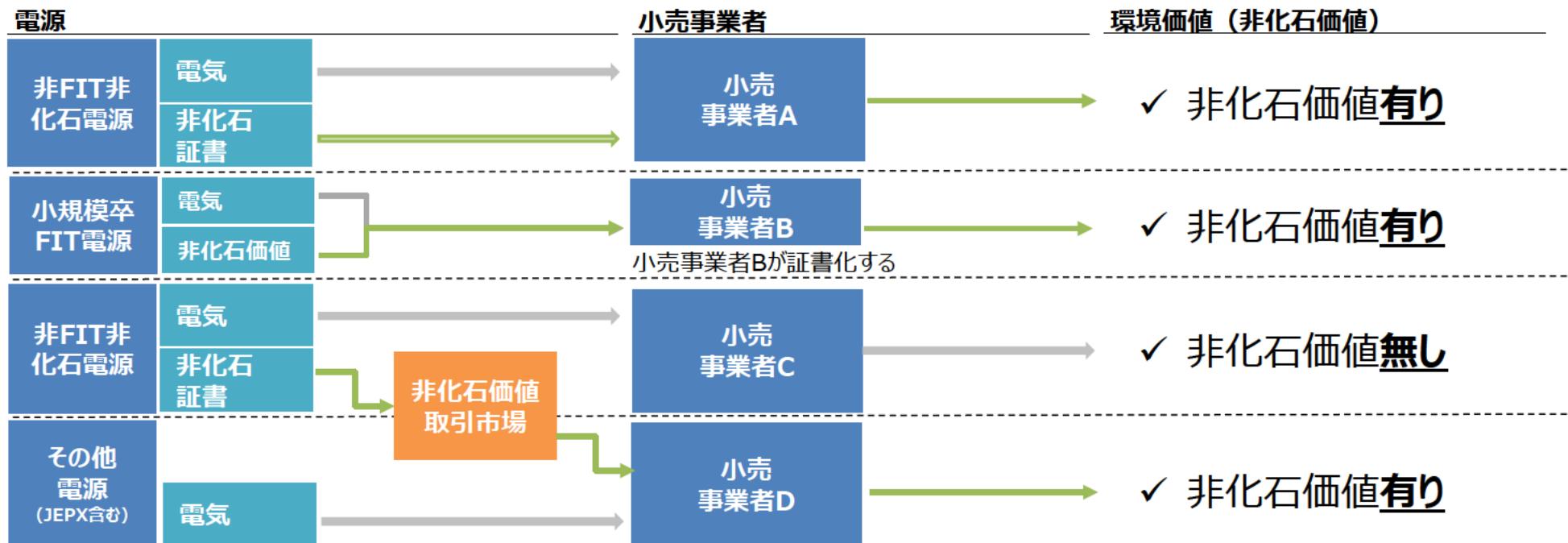
※非FIT非化石証書（再エネ指定）のトラッキングについては、FIT非化石証書の実証実験を踏まえ非FIT非化石証書の取引スキームの確定後に検討を行う。

環境価値の種類	再エネ指定			指定無し
	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	非FIT非化石証書	
対象電源	FIT電源 (Ex. 太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱)	非FIT再エネ電源 (Ex.大型水力、卒FIT電源等)	非FIT非化石電源 (Ex.大型水力、卒FIT電源、原子力等)	
非化石価値	○	○	○	
ゼロエミ価値	○	○	○	
環境表示価値	実質再エネ電気	○	○	×
	実質ゼロエミ電気	○	○	○

非FIT非化石証書の環境価値の整理について

- これまで、非FIT非化石電源から発電された電気を小売電気事業者が相対契約に基づき調達した場合、当該電気は非化石価値を有する電気として高度化法の非化石電源比率に計上可能とされてきた。
- 今般の非FIT非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された系統電力の非化石価値は非FIT非化石証書に化体※され、この場合、ゼロエミ価値・環境表示価値も併せて証書に付随する。このため、小売電気事業者が非FIT非化石電源から電気を相対で調達していても、非化石証書を調達していない場合は、当該電気を高度化法の非化石電源比率に計上することは出来ず、証書に付随する他の環境価値も取得出来ないこととなる。

*第26回制度検討作業部会において、非化石価値のダブルカウントを回避する方策として、非化石電源を保有する発電事業者が相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化して管理を行う方向で議論がなされた。



(参考)非化石証書が持つ環境価値の整理

平成29年11月第15回制度検討
作業部会資料に基づき作成

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は「**非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）**」であり、加えて、「**ゼロエミ価値（温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値）**」、「**環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）**」を有する。

※高度化法…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

※温対法…地球温暖化対策の推進に関する法律

環境価値	価値の内容
① 非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。  <u>非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値</u>
② ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電力量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を基礎二酸化炭素排出量から減算することができる価値。
③ 環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

→上記の整理より、非化石証書は高度化法上の非化石電源比率の算定時に利用できる他、温対法上のCO2排出係数算定時にも利用可能。また、需要家に対しても非化石証書の購入に伴い、実質的に非化石電源由来の電気を調達している旨、訴求が可能となる。

(参考) 非化石証書の種類について

- これまでの貫徹小委での議論において、非FIT非化石証書のうち、再エネ電気に由来するものについては、証書の売り手が「再エネ指定」として販売するか「指定無し」として販売するか選択が可能とされている。
- また、「再エネ指定」においては、FIT電源と非FIT再エネ電源のいずれも再エネ指定となりうるが、両者間で価格決定方式等に違いがあることから、実質2種類存在することになる。つまり、非化石証書そのものは以下の3分類となるが、非FIT非化石証書（再エネ指定）とFIT非化石証書のオークションの統合や再エネ指定証書の細分化等については、取引状況を勘案しながら必要に応じて検討することとしてはどうか。

	再エネ指定	指定無し	
	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	非FIT非化石証書
対象電源	FIT電源 (Ex. 太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱)	非FIT再エネ電源 (Ex.大型水力・卒FIT電源等)	非FIT非化石電源 (Ex.大型水力、卒FIT電源、原子力等)
証書売手	GIO	発電事業者	発電事業者
証書買手	小売電気事業者	小売電気事業者	小売電気事業者
最低価格	1.3円/kWh	設定しない	設定しない
最高価格	4円/kWh	今後の検討	今後の検討
価格決定方式	マルチプライスオークション	シングルプライスオークション	シングルプライスオークション

1.非FIT非化石証書の環境価値の取り扱いについて

2.高度化法の目標と非化石価値取引市場の経緯について

3.今後の論点について

現行の高度化法に基づく非化石電源比率目標設定の経緯①

エネルギー供給構造高度化法について

平成27年11月第2回
電力基本政策小委員会より抜粋

- エネルギー供給構造高度化法^{※1}は、我が国のエネルギー供給の太宗を化石燃料が占めていることに鑑み、エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るために、平成21年に制定された。
- 高度化法において、全てのエネルギー供給事業者は、事業を行うに当たり、基本方針に留意して非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならないこととされている。
- エネルギー供給事業者のうち、「特定エネルギー供給事業者」（前年度の電気の供給量が5億kWh以上である者）については、判断基準に定められる非化石電源比率の目標について、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出することを義務づけている。
- 基本方針及び判断基準については、エネルギー需給の長期見通しを踏まえて策定することとされている。

【参考】高度化法に基づく基本方針と判断基準の概要（平成22年度）

利用目標

- 一般電気事業者：2020年における非化石電源比率（非化石電源による発電量の全発電量に対する比率）を原則50%以上とする。
- 特定規模電気事業者：2020年に非化石電源比率を2%以上とする。

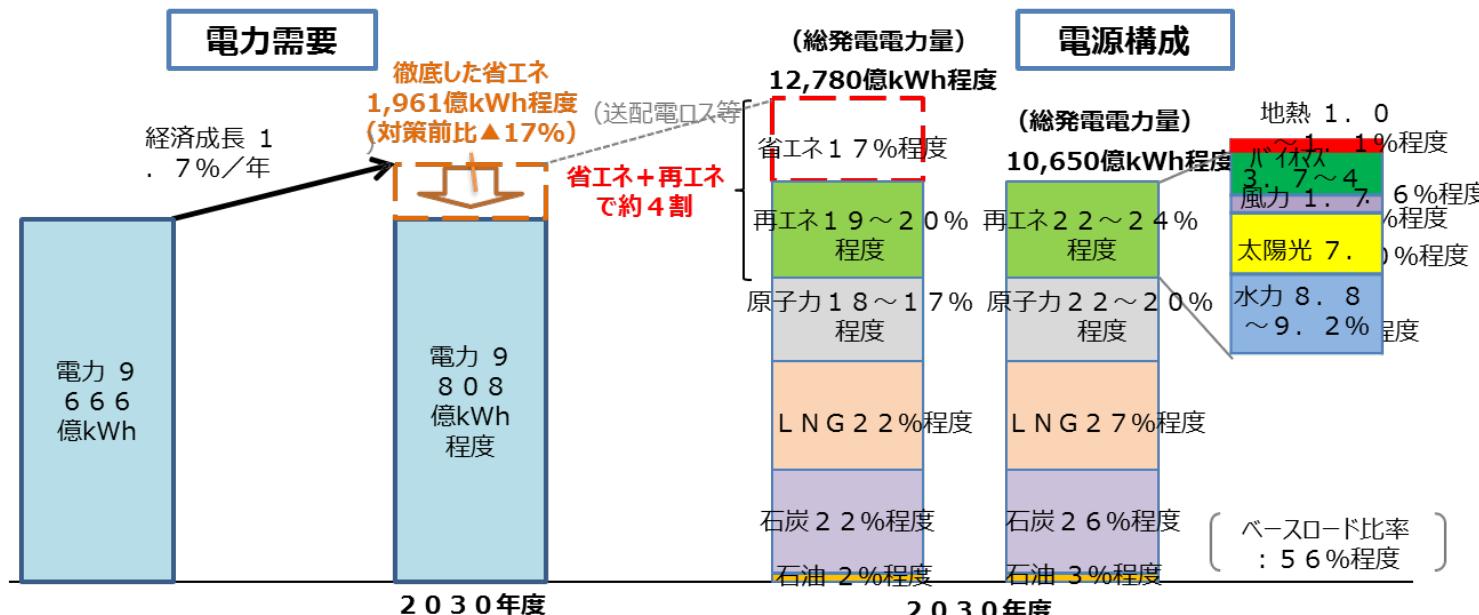
※1 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。以下単に「高度化法」という。

現行の高度化法に基づく非化石電源比率目標設定の経緯②

エネルギー供給構造高度化法 基本方針及び判断基準の見直しについて

平成27年11月第2回
電力基本政策小委員会
より抜粋

- 高度化法では、従来より「エネルギー供給事業者」は、小売に着目した規制であったため、平成26年の電気事業法の第2弾改正に伴い、小売電気事業者等※2に改正された。
- 同年4月にはエネルギー基本計画が策定され、平成27年7月には2030年における長期エネルギー需給見通しが改訂された（再エネ：22%～24%、原子力：22%～20%、LNG：27%、石炭：26%、石油：3%）。
- エネルギー基本計画では、徹底した省エネの下、再生可能エネルギーについては、国民負担を抑えつつも最大限の導入を図り、原子力については、可能な限り依存度を低減し、火力発電については平均でUSC（超々臨界発電）並の発電効率を目指すとされている。
- このような見直しを踏まえ、エネルギー・ミックスの実現に向けて、高度化法の基本方針及び判断基準を見直す必要がある。



※2 具体的には「一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者」から、「小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者」に改められた。
送配電事業者も離島等における小売供給を行うことから、一般送配電事業者も対象とされている。

現行の高度化法に基づく非化石電源比率目標設定の経緯③

エネルギー供給構造高度化法の見直しの方向性

平成27年11月第2回
電力基本政策小委員会より抜粋

- 高度化法の基本方針の見直しに当たっては、エネルギー基本計画の改定を踏まえた改訂を行うこととし、また、小売電気事業者（エネルギー供給事業者）の判断基準における非化石電源比率の目標については、長期エネルギー需給見通しを踏まえ「2030年における非化石電源比率を原則44%以上」※3とすることとしてはどうか。
- ※別途、省エネ法※4に基づき、発電段階において、エネルギー・ミックスと整合的な火力発電全体の発電効率を達成することができた場合に、結果として、2030年時点での排出係数が0.37kg-CO₂/kWh相当となる。
- ただし、非化石電源比率の現状を踏まえれば、エネルギー・ミックスの目標はかなり野心的なものであり、目標の達成が単独では困難な事業者も存在する。また、本目標は個社ではなく電力事業全体で達成すれば良いものであるため、共同での目標達成も認めることとしてはどうか（なお、電力枠組みでも共同達成が想定されている【参考】）。
- 本目標の達成を容易にするにはFIT電源やネガワット取引等の市場制度設計が必要。非化石電源目標の達成に資するよう、国として行うべき環境整備（原子力に係る事業環境整備のほか、技術開発や、卸電力取引の活性化など）についても検討すべきではないか。

※3 (再生可能エネルギー：22%～24%) + (原子力：22～20%) = 44%

※4 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 火力発電に係る判断基準ワーキンググループにて検討。P6参照。

【参考】「電気事業における低炭素社会実行計画」について

- 平成27年7月、電気事業連合会10社、電源開発（株）、日本原子力発電（株）、特定規模電気事業社有志23社により、「電気事業における低炭素社会実行計画」（電力の自主枠組み）が発表された。
- 本枠組みでは、2030年時点で排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度を目指すこととなっており、エネルギー・ミックスと整合的なものである。また、販売電力量ベースで99%超をカバーしており、「目標は電気事業全体で目指すものであり、地球温暖化対策の実施状況を毎年フォローアップし、結果等を翌年度以降の取り組みに反映すること（PDCAサイクルの推進）により、目標達成の確度を高めていく。」とされている。
- 現在、枠組み達成の確度を高めるための具体的な仕組みやルール作りが行われている。

(参考) パリ協定

- **2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み**である「パリ協定」がCOP21（2015年12月）において採択され、2016年11月4日に発効。

背景

- 1992年5月 気候変動枠組条約採択（大枠を規定）
- 1997年12月 京都議定書採択（先進国のみに排出削減目標を義務付け）
- 2015年12月 パリ協定採択（2016年4月に署名式）
→「55か国以上の参加」及び「世界の総排出量のうち55%以上をカバーする国の批准」が発効条件
- 2016年11月4日、パリ協定発効
→2017年8月時点で、協定締結国だけで世界の温室効果ガス排出量の約86%、159か国・地域をカバー

パリ協定概要

長期目標（2℃目標）

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。
- 出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成。

フレッジ&レビュー

- 先進国、途上国を問わず、主要排出国を含む全ての国が自国の国情に合わせ、2020年以降の温室効果ガス削減目標を策定し、2023年から5年ごとに条約事務局に提出・更新。
- 各国は目標の達成に向けた進捗状況に関する情報を定期的に提供。提出された情報は、専門家によるレビューを受ける。

長期低排出発展戦略

- 全ての締約国は、長期的な「低排出発展戦略」を作成・提出するよう努力すべきであることも規定されており、COP21決定において、長期低排出発展戦略について、2020年までの提出が招請されている。

日本の中期目標（2030年度）：「2013年度比で26%削減」

- 日本では、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定められている。

(参考) 電気事業者の自主的な火力効率化の枠組と支える仕組み

①電力の自主的枠組みの強化を、②省エネ法と③高度化法などによる措置で支え、「実効性」と「透明性」を確保。

2016.2 第4回
電力基本政策小委
員会 事務局提出
資料（抜粋）

排出係数0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)の達成を実現

①【電気事業者の自主的な枠組】

0.37kg-CO₂/kWh(2030年度)というエネルギーMixと整合的な目標を設定（販売電力の99%超をカバー）

新たなフォローアップの仕組みの創設

「電気事業低炭素社会協議会」を創設 → 個社の実施状況を毎年確認し、必要に応じ個社の計画を見直し

②【支える仕組み】（発電段階）

○省エネ法によるルール整備

・発電事業者に火力発電の高効率化を求める

- 新設時の設備単位での効率基準を設定
(石炭:USC並, LNG:コンバインドサイクル並)
- 既設含めた事業者単位の効率基準を設定
(エネルギーMixと整合的な発電効率)

③【支える仕組み】（小売段階）

○高度化法によるルール整備

・小売事業者に低炭素な電源の調達を求める

- 全小売事業者
- 2030年度に非化石電源44%
- （省エネ法とあわせて0.37kg-CO₂/kWh相当）
- 非化石電源比率に加え、CO₂も報告対象に含める
- 共同での目標達成

実績を踏まえ、経産大臣が、指導・助言、勧告、命令。[実効性と透明性を確保]

【支える仕組み】（市場設計）

自由化と整合的なエネルギー市場設計：小売営業ガイドライン等

非化石価値取引市場の創設経緯

はじめに

平成28年11月電力システム改革貫徹のための政策小委員会
市場整備WG第3回資料より抜粋

- 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（高度化法）により、小売電気事業者は、自らの調達する電気に対する非化石電源（再エネ、原子力）の比率（「非化石電源比率」）を2030年度に44%以上とすることが求められている。
- しかし、現在、卸電力取引所を経由した電気に関しては、非化石電源と化石電源の特定がなされていないため、小売電気事業者にとって非化石電源比率を高める手段として活用できず、本来の非化石価値が埋没しているといえる。
- このような状況では、非化石電源を調達する手段が限定されており、特に取引所取引の割合が比較的高い新規参入者にとっては、高度化法の目標達成が困難な面がある。
- また、FIT電気の持つ環境価値については、現状、賦課金負担に応じて全需要家に均等に帰属するものと整理されているが、国民負担の軽減を図る観点から、その価値を顕在化するような制度設計の在り方についての更なる検討が求められている。
- こうした状況を踏まえ、非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、FIT制度による国民負担の軽減に資する新たな市場（非化石価値取引市場）を創設するにあたっての、基本的な考え方を御議論いただきたい。

高度化法の非化石電源比率の2030年度目標について

平成30年9月第11回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 報告対象事業者は、今回達成計画を提出するにあたって、2030年度において非化石証書を含め非化石エネルギー源が十分に調達できる環境にあることを前提に、2030年度の目標値（非化石電源比率）を記載した。
- 報告対象事業者の2030年度の目標値や、目標達成に向けた取り組み内容に関する集計結果は以下のとおり。

2030年度目標値	
非化石電源比率	事業者数
44%～	45社
44%未満	1社 ^(※)

(※)

- 高度化法告示において、沖縄県及び離島については、2030年度の非化石電源比率の目標値について、「平成29年度供給計画最終年度の比率を目標値として定めることができる」とされている。
- これを踏まえ沖縄電力は、「国全体の目標値が44%とされていることを踏まえ最大限努力する」としつつ、平成29年度供給計画最終年度の比率を2030年度の非化石電源比率の目標値として設定し、達成計画を提出。

2030年度の目標達成に向けた取り組み (代表的なもの)	事業者数
非化石証書の購入	34社
卒FIT電気や非FIT再エネ電気の調達	19社
公営水力・大型水力の電気の調達	13社
自社保有の大型水力発電所の安定操業や原子力発電所の再稼働及び安定操業等	8社
非FIT再エネ発電所の安定操業及び新規開発	7社
原子力発電の電気の調達	6社
廃棄物等の新エネルギー電気の調達	6社

- 高度化法達成計画の提出義務対象の電気事業者（46社）に対して、2030年目標達成に向けた課題について意見提出を求めたところ、33社が高度化法達成計画の添付書類として以下の意見を提出。

<非FIT非化石証書に関する意見>

- 仮に非化石証書が充分な量存在していても、調達価格が高騰すれば、小売競争上大きな劣後要因となることから、非化石電源および非化石証書の調達に当たり、小売競争環境が大きく歪むことのないよう、特に非FIT非化石電源の扱いについて、検討および対策が必要。
- 過去に政策的に建設され実質的に旧一電しか持ち得ない原子力や大型水力の非化石価値については、全ての小売事業者に一律の目標値を課すという現行の判断基準を前提とする場合には、新電力小売と旧一電小売のイコールアクセスの観点から、電気と切り離して非化石価値取引市場へ全量をプールする必要がある。
- 小売事業者間で非化石価値のイコールアクセスが実現できた場合でも、旧一電の発電部門が非化石証書の販売収益を独占的に得ることで、旧一電の発電部門における市場支配力が増大することや、旧一電小売に非化石証書の販売収益を移転することで、小売市場の競争環境を歪めることがないよう、発電部門及び小売部門における旧一電と新電力間の「公平な競争条件」が確保されるような措置の検討が必要。
- 非化石価値エネルギー源の利用目標の達成にあたっては、原子力発電所の再稼動をはじめ、我が国における非化石電源の発電量が適切に増加していくことが条件になると認識。さらに、それらの電源が非化石価値取引市場等で適切（高騰、売惜しみ、買占めなどなく）に取引されるような制度的措置を希望する。
- ベースロード市場への非化石電源からの供出価格については、電気と非化石価値が分離して取引される事になる為、非化石価値の収入も計算に入れて算出すべき。
- 原子力発電の非化石価値は、廃炉費用未積立分の託送料負担が終了するまで、一般送配電事業者の帰属とし、非化石価値の収入を託送料負担の軽減に充てるべき。

<高度化法2030年度目標・中間評価の基準に関する意見>

- 2030年度目標達成について、各事業者の創意工夫を引き出す観点からも、各事業者単独での達成以外に、より幅広な複数事業者での共同達成も許容する仕組みについても検討が必要。その場合、ベースロード市場との関係で各事業者に公平な条件が整理されていない場合、行政主導での共同達成枠組みの検討が必要。
- 現状の高度化法による規定では、小売販売電力量が年間5億kWh以上の事業者のみ、目標提出の対象とされている。一方、2030年度目標の達成は、事業規模の大小を問わず必要となることから、目標提出対象についても、小売事業者全体に義務を課すことが適当。
- 上記の各課題、特に競争環境のイコールフットが担保される前提の上で、中間目標の設定に関する議論がなされることが適切。
- 自家消費分についても高度化法上評価されるような仕組みが必要ではないか。

公平な小売競争環境の担保の方法について

非FIT非化石証書収入の取り扱いについて

平成30年11月第26回制度検討
作業部会資料に基づき作成

- 非FIT非化石証書収入の取り扱いを検討する上では以下2点を踏まえる必要があるのではないか。
 - ①非化石電源の新設・維持に資すること
 - ②小売事業者間の公平な競争環境を確保すること
- 詳細については、次回以降に改めて検討することとしてはどうか。

①非化石電源の新設・維持に資すること

- 非化石証書の収入が非化石電源の新設・維持に資することが重要

論点A

非化石証書の収入の用途を非化石電源の新設・維持に資する取り組みに使用させるための方策

②小売事業者間の公平な競争環境を確保すること

- 発電事業者によって非化石電源の保有状況に偏りがあることから、小売事業者間の非化石証書のアクセス環境や公平な競争環境を確保するよう措置を講じる必要がある。

論点B

非化石証書のアクセス環境を確保し、新規参入者にとっても非化石証書を十分に調達できるようにするための方策

論点C

発電部門の非化石証書の収入が小売部門への内部補助に使われないこと等、小売競争環境に影響を与えないための方策

論点D

BL市場の入札上限価格との関係

1. 非FIT非化石証書の環境価値の取り扱いについて
2. 高度化法の目標と非化石価値取引市場の経緯について
3. 今後の論点について

前回の議論のまとめ

- 前回の制度検討作業部会では、小売事業者間のイコールフッティングをどのように方法で担保するのかという観点で、様々な意見を頂戴したところ。

ご意見の内容

事業者によつて目標を変えるべき

- 振り返ってみると、高度化法でそもそも小売電気事業者全員に44%が課されているということが、歪んだ構造になっているのではないか。
- 非化石電源比率の目標は一律44%という形に設定されているが、その目標を事業者の比率によって異なるものとすることで、イコールフッティングを実現できるのではないか。

高度化法の目標を変えることでイコールフットを追求する

用途制限等の厳格化を議論した上で整理が難しい場合に目標設定について議論すべき

- 収入帰属については、発電事業者に帰属させるのが原則と考える。使途制限によってイコールフットが達成できるのであれば必要最低限の措置でよいかもしれないが、使途制限だけでは事業者の競争環境確保が不十分だということであれば、収入を吐きださせる方法も考える必要があるが、その場合は寄付金課税との関係を整理する必要があるのではないか。但し、何れの場合においても整理が難しいことであれば、そもそも44%の目標設定が正しいのか、という議論にもなると思う。議論の順番があり、慎重な検討をする論点という認識。
- 発販同一の会社において、利益移転が起こるのではないかという懸念があるが、仮に相対取引を認める場合であっても、きっちと非化石証書の収入が内部補助として利用されることが無いようしていく必要があるのでは。また、少なくとも小売競争環境を歪めないような仕組みになつていれば非化石電源比率の目標を変える必要はないのではないか。

非化石市場の仕組みによるイコールフットを追求する

事業者毎に高度化法の目標を変えた際の論点

- 2030年の44%目標については、電力・ガス基本政策小委の議論を踏まえ、各事業者が達成すべき目標として既に定められている。本作業部会においては、基本政策小委から2030年度目標の変更について現時点で議論を求められていないところ。
- 高度化法の運用によって小売競争に影響があるとの懸念がある一方で、事業者毎に目標を変更することについては、制度設計上考慮すべき様々な論点が考えられるのではないか。

高度化法の目標を事業者によって変える場合の論点

- ✓ 事業者毎に2030年目標を変えた場合、事業者のシェアの変動によって、全体として44%目標達成が出来なくなる可能性が生じる。
- ✓ 非化石電源比率は、個々の事業者においても、過去の非化石電源への投資や出水率等の稼働状況の変化によっても大きく変わり得るところ、基準年をいつに設定するか。（基準年の設定方法次第では、過去に非化石電源の稼働に努力した事業者ほど高い目標を課すことになり、将来に基準年を設定した場合、非化石電源の稼働を抑制するインセンティブが生じる）
- ✓ 基準年において、グループ外の事業者から非化石電源を調達している場合、自らの非化石電源比率の内数になっているが、非化石証書の収入が発電部門に帰属している場合に、当該非化石電源の量を小売事業者の高度化法の目標に反映させるべきかどうか。また、基準年に稼働していた非化石電源が経年劣化等により、停止せざるを得ない場合等にどのように取り扱うか。
- ✓ 非化石証書の社内取引を認めることとすれば、他社へ販売した非化石証書の収入が小売の値下げ原資に活用され、小売競争環境に影響を与えるおそれがあることについてどのように考えるか。

※本年7月末に、非化石証書を含め非化石エネルギー源が十分に調達できる環境にあることを前提に高度化法の達成計画の提出を求め、各事業者から2030年44%目標の達成に向けた計画が提出されている。なお、同時に、2030年目標達成に向けた課題に関する意見も提出されている。

非化石証書の販売に伴う収入の取り扱いについて

- 高度化法の目標を事業者毎に変えない場合、非化石証書の販売収入については、発電部門から小売部門への内部補助に使われる等小売競争環境を阻害する用途に用いられることがなく、また、非FIT非化石電源の新設・維持に資するような用途に用いられることが重要となる。そのためには、非化石証書の販売収入について、用途を限定して管理するような仕組みが必要ではないか。
- また、非化石証書の販売収入が具体的にどのような用途に充当可能かについても今後議論する必要があるのではないか。

※高度化法の趣旨に鑑みると、非化石電源の新設・維持に資するものに限定する必要があるのではないか。

資金の管理の方策の例

会計区分を設けた上で、管理会計を行う

銀行口座を分けて残高の確認を行う 等

資金使途の例

新規（リプレイス含む）の非化石電源設備の建設

非化石電源設備の出力増や設備の取り換え・耐用期間延長工事等

非化石電源の安全性確保や安全な廃棄に資する取組

非化石電源設備の建設運営に係る理解促進活動

非化石電源導入促進のための蓄電池・電源線等への投資

非化石電源導入拡大・安全性向上の研究開発

非化石証書の市場供出について

- 高度化法の目標を事業者毎に変えない場合、発電事業者によって非化石電源の保有状況に偏りがあることから、非化石証書のアクセス環境を確保し、新規参入者にとっても非化石証書を十分に調達できるようにする必要がある。
- 非化石価値については、原則として、非化石電源を保有する発電者に処分権があると考えられる。他方で、これまでの制度検討作業部会等において、小売事業者による高度化法の目標達成と公平なアクセス環境を実現するために、当該発電者等が保有する非化石電源の非化石価値については市場供出すべきとの意見もあったところ。
- このため、小売事業者による高度化法の目標達成と公平なアクセス環境を実現するという観点から、非化石証書の市場供出について今後議論する必要があるのではないか。

発電事業者間の競争に与える影響について

- 高度化法は非化石電源の利用の拡大を図ることを目的としており、高度化法の運用の結果、非化石電源の競争力が相対的に高まる（化石電源の競争力が相対的に低下する）こと自体は法律の趣旨に合致しているのではないか。
- 他方で、高度化法の運用の結果、発電事業者間の競争が減殺される場合には問題となりうるとの指摘があるが、具体的に競争減殺につながる可能性として、どのようなことが考えられるか。

今後の議論の進め方

- これまでの検討結果について一旦、電力・ガス基本政策小委に報告することとしたい。
- その際、高度化法の目標の在り方や、目標を変更せず公平な小売競争環境を確保する方策（用途制限、市場供出）についての本作業部会の議論の状況を説明したうえで高度化法の目標設定の在り方等について電力・ガス基本政策小委としての考え方を整理することを求めることとしたい。
- また、高度化法の中間評価の基準の議論の進め方についても電力・ガス基本政策小委としての考え方を整理することを求めることとしたい。
- 基本政策小委の整理を踏まえ、本作業部会で非化石価値取引市場に係る議論を再開したい。